

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 (043231)	
地域名 (地域内農業集落名)	成田地区 (成田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・花き栽培で生計を立てている農家や兼業農家が多く、規模の大きい水稻主体の担い手がおらず、近隣地区の認定農業者や農事組合法人が入作している状況である。また、高齢化による離農者も多くなることが見込まれるため、早急な農業法人の設立を目指す。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ほ場整備事業において、令和7年度の事業採択に向けて農業法人設立の話し合いが進められている。今後は、設立する農業法人で水稻を中心に花き、大豆等の作付けを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地、雑種地は保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業法人が設立するまでは、法人運営の中心となる予定の主要オペレーターと個人の担い手で地区内の農地を耕作していく。法人設立後は、法人が受け皿となり農地の集積、集約化を推進していく。なお、ほ場整備区域外についても近隣の担い手と話し合いを行い、農地交換等により集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現在の賃貸借の状況を把握し、将来の経営農地の集約化を目指し農地の出し手、受け手に関わらず原則として農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・令和7年3月の事業施行申請に向けて、地区内での話し合いや事業説明会を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農業法人の設立を目標に推進しており、設立までは農業法人の主要オペレーターを中心に耕作を行って行く。なお、花き栽培農家が多数いる地区であるため、将来を考慮し技術の継承の観点から花き栽培の推進も検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等からの協力を得ながら、効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害が拡大しないよう地域ぐるみで電気柵を設置しているが、老朽化も進んでいるため、より効果の高いワイヤーメッシュの導入を検討していく。
- ③スマート農業を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
- ⑦遊休農地の拡大を防ぐため、地域で連携して資源保全活動に取り組む。